

狛江のまち一魅力百選

狛江の“チョットいいこと・いいところ” ⑬

狛江古代カップ多摩川いかだレース実行委員会

多摩川の夏の風物詩「多摩川いかだレース」は職場の仲間や友人たちとチームを結成し、手作りのいかだでスピードやアイデアを競うもので、今年で19回目の開催となります。市民有志による実行委員会で実施・運営され、財政的にも自立していることは特筆に値します。推薦してください。方のコメントを紹介し「実行委員会ではレースを単なる一過性のイベントで終わらせるのではなく、市のまちづくりのコンセプトの一つである多摩川を生かしたまちづくりを推進し、



趣向をこらした手作りのいかだ

多摩川を通して流域住民との交流を積極的に進めることを目的としています。平成18年10月に、市と多摩川流域である山梨県小菅村の間で住民交流友好都市の関係が結ばれましたが、これは実行委員会と小菅村との積極的な交流が実を結んだ

ものです。また、実行委員会では、いかだレースと小菅村、山梨県丹波山村、奥多摩町のイベントをスタンプリーで結ぶ多摩川イベントラリーや、この4団体で実施する多摩川流域郷土芸能フェスティバルの企画・運営を行うなど、多摩川を生かしたまちづくりに大きく貢献しています。

このように多摩川という名のバトルステージで熱い競技が展開されるいかだレースは、今年7月19日(日)に開催されます。ぜひ応援にいらしてはいかがでしょうか。 [問い合わせ] 都市整備課 企画計画係

消費生活相談コーナーから

送りつけ商法にご注意を!

Q 叙勲者の団体を名乗る所から、注文した覚えのない写真集と代金の振込用紙が送られてきました。必要ないので返品したいのですが、可能でしょうか?

A 注文していないのに、一方的に商品を送り付けて代金を請求する商法を「送りつけ商法」または「ネガティブ・オプション」といいます。

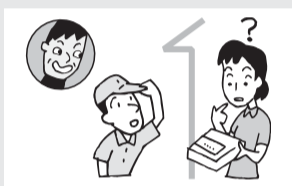
頼みもしない商品を送り付ける行為は、業者からの一方的な契約の申し込みであり、消費者が承諾しなければ契約は成立しません。ただし、送り主の業者にあるので、勝手に

には処分できません。

そこで特定商取引法では、送り付けられた商品について、受け取った日から14日間(商品の引き取りを業者に請求した場合7日間)を過ぎても業者が引き取らなければ、代金を支払う必要はなく、商品を自由に処分してもよいことになっていきます。

なかには「購入しない場合は返送してください。返送されないときは購入とみなします」などと記載されている場合がありますが、商品を送り返す必要も、代金を支払う必要もありません。

また、代金引換で送り付けてくる場合もあり、家族の



れかが注文したかと思いついて、代金を支払ってしまい、返金を求めたが業者の所在が不明との苦情もよくありますので注意が必要です。注文しているかを確認できるまでは、受け取りを保留するほうが無難でしょう。もし注文していない商品であれば、引き取らずそのままにすると送り主に返送されます。心配なことがあれば、消費生活相談コーナーへご相談ください。 [問い合わせ] 地域活性化課 地域振興係

エコルマホール主催公演

好評発売中

■大人のお洒落で素敵なひとときを

阿川泰子 Jazz Night

〔日時〕 6月13日(土)午後5時開演

〔チケット〕 全席指定 4,500円※未就学児不可

■仲むつまじい夫妻ならではの、愛情あふれるその音色

ザイラー ピアノデュオ (4手連弾) コンサート

〔日時〕 7月4日(土)午後5時開演

〔チケット〕 全席指定 3,000円※未就学



エコルマホール窓口でのチケットの取り扱いは午前9時から午後7時まで(電話予約でも取り扱っています)。チケットぴあ、小田急OX狛江店宝くじ売り場でもチケットを取り扱っています。

<http://www.ecorma-hall.jp/>

成人式企画実行委員を募集します

平成22年1月11日(成人の日)に開催する成人式の企画・立案から実施までを行う実行委員を募集します。



20歳の門出の成人式をあなたの手でつくりあげてみませんか。

〔対象〕平成22年新成人(平成元年4月2日〜平成2年4月1日生まれ)

〔問い合わせ〕 児童青少年課 児童青少年係

狛江市文化振興事業団 ☎ (3430) 4106

| 相談名 | 開催日・時間 | 相談員 | 申し込み等 |
|----------------|---------------------------------------------|------------------|--------------------------------|
| 法律相談 | 毎週月・木曜日 午前9時~正午 | 弁護士 | 事前予約制。相談日の1週間前から政策室広報広聴担当で受け付け |
| カウンセリング・心の相談 | 3日(水)・17日(水) 午前9時~正午 | カウンセラー | |
| 住宅相談 | 10日(水) 午後1時~4時 | 建築士 | |
| 相続相談 | 2日(水)・16日(水) 午後1時~4時 夜間相談 9日(水) 午後6時~8時 | 行政書士会 調布支部 | |
| 女性悩みごと相談 | 10日(水) 午前9時~正午 夜間相談 24日(水) 午後6時~8時 | カウンセラー | 事前予約制。1日から政策室広報広聴担当で受け付け |
| 交通事故相談 | 16日(水) 午後1時~4時 | 弁護士 | |
| 不動産取引相談 | 4日(水) 午後1時~4時 | 宅地建物取引業協会 | (夜間相談は相談当日の午後4時まで受け付け) |
| 登記相談 | 8日(水) 午後1時~4時 夜間相談 22日(水) 午後6時~8時 | 司法書士会 調布支部 | |
| 人権の上相談 | 18日(水) 午後1時~4時 | 人権擁護委員 | |
| 行政相談 | 19日(木) 午後1時~4時 | 行政相談委員 | |
| 土地家屋調査測量表示登記相談 | 25日(水) 午後1時~4時 | 土地家屋調査士会 | |
| 税務相談 | 11日(水) 午後1時~4時 毎週木曜日 午前10時~正午 午後1時~4時 | 東京税理士会 武蔵府中支部 | 事前予約制。会場は同支部 ☎042(488)5550 |



6月の市民相談

| 相談名 | 開催日・時間 | 相談員 | 申し込み等 |
|-----------|------------------------------|----------------|---------------------------------|
| 消費生活相談 | 月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時 | 消費生活相談員 | 地域活性化課へ(午後3時まで受け付け) |
| 更生保護相談 | 24日(水) 午前10時~正午 午後1時~3時 | 保護司 | 2階第1市民相談室へ |
| 難病者相談 | 1日(月) 午前9時~正午 | 難病者相談員 | 福祉サービス支援室で受け付け |
| 聴覚障がい者相談 | 毎月第2水曜日 午前9時~正午 | 手話通訳士 | 福祉総合相談窓口 |
| 介護保険相談 | 毎月第1・3木曜日 午後1時~4時 | 介護保険相談員 | |
| こころの健康相談室 | 25日(水) 午後2時~5時 | 精神科医師 | 事前予約制。福祉サービス支援室で受け付け |
| 母子・女性相談 | 月~金曜日 午前8時30分~正午 午後1時~5時 | 母子自立支援員 | 子育て支援課へ |
| 教育相談 | 月~金曜日 午前9時30分~4時 | 教育相談員 | 狛江市教育研究所 ☎(3430)6655へ |
| 年金相談 | 毎週月・水・金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時 | 社会保険労務士 | 健康支援課へ(午後3時30分まで受け付け) |
| 高齢者就業説明相談 | 毎月第3水曜日 午後1時30分~4時 | | 狛江市シルバー人材センター ☎(3488)6735※電話予約制 |
| 市税納税相談 | 月~金曜日 午前8時30分~午後5時 | 納税課(市役所2階8番窓口) | |